

改 善 通 知 書

札幌安第 1-3 号

平成20年(2008年)6月16日

㈱丸倉共立商事

代表取締役 XXXXXXXXXX 様

札幌市長 上田 文雄

建築物の改善点について

貴殿の所有(又は管理)する建築物について、「定期調査報告書(特殊建築物等)」の札幌市への報告によりますと改善すべき点があります。

下記改善指摘事項について、別添の「改善計画報告書」又は「改善完了報告書」を7月30日までに提出してください。

記

- 1 定期調査報告書提出日 平成20年6月3日 整理番号 3S3002
- 2 建築物の名称 共立ビル
- 3 建築物の所在地 札幌市清田区北野3条3丁目
- 4 改善指摘事項

- ・ 防火設備(防火シャッター)の整備
...(建築基準法施行令第11.2条第1.4項)...
- ・ 排煙窓の整備
...(建築基準法施行令第1.2.6条の3)...
- ・ 換気設備の整備
...(建築基準法第2.8条第2項)...
- ・ 平成12年5月31日建設省告示第1.4.1.1号に適合しない場合には、
非常用の照明装置を設置してください。
...(建築基準法施行令第1.2.6条の4)...
- ・ 屋根ふき材、外装材等の補修
...(建築基準法施行令第3.9条)...

上記については、防災上、避難時等において非常に危険な状態となる恐れがあるので早急に改善計画等を提出して下さい。

- 5 提出にあたっての注意事項
 - ・ 「改善計画報告書」は指摘事項の改善が、提出期限までに完了しない場合に提出して下さい。
 - ・ 「改善完了報告書」は指摘事項の改善が、提出期限までに完了した場合又は「改善計画報告書」の提出後に完了した場合に提出して下さい。
 - ・ 報告書はできるだけ詳しく記入して下さい。また、「改善完了報告書」提出時は改善状態が分かる**図面・写真等**を添付して下さい。

- 6 提 出 先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市都市局建築指導部建築安全推進課 担当 熊倉 伍 (011) 211-2867